

瀬戸市子ども・若者支援活動応援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・若者が社会的自立に困難を抱えることを防ぐため、子ども・若者とその家族(以下「支援対象者」という。)に対し支援を実施する法人、団体及び個人(以下「団体等」という。)を対象として、予算の範囲内においてその活動に必要な経費を補助するため、瀬戸市子ども・若者支援活動応援金(以下「応援金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども・若者 原則妊娠期を含めた0歳から39歳までの者
- (2) 子ども食堂事業 支援対象者に、無料又は実費相当額(以下この条において「無料等」という。)で栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、安心して過ごせる居場所を提供する事業
- (3) 食品・生活必需品等配布事業 支援対象者に、無料等で食品、生活必需品等を直接配布する事業
- (4) 学習支援事業 学習習慣の定着及び基礎的な学力習得のため、学習の機会を必要とする子ども・若者を対象として、無料等で学習支援を行う事業
- (5) 居場所提供事業 第2号及び前号に定めるもののほか、支援対象者が安心して過ごせる居場所を無料等で提供する事業。ただし、支援対象者の相談に応じる体制を整えるものに限る。

(交付対象者)

第3条 応援金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する団体等とする。

- (1) 団体等の活動が、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするものでないこと。
- (2) 団体等の活動が、政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。
- (3) 団体等の活動が、特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。
- (4) 団体等が、暴力団(瀬戸市暴力団排除条例(平成23年瀬戸市条例第12号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- (5) 団体等(当該団体等を構成する者を含む。)が、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (6) 暴力団員が、団体等の役員となっていないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、次条に規定する応援事業を行う者として不適格でない

こと。

(応援事業)

第4条 応援金の交付対象となる事業（以下「応援事業」という。）は、応援金の交付対象者が瀬戸市内で支援対象者に対し直接実施する次に掲げる事業であって、毎年4月1日から翌年2月末日までの間に実施する事業とする。

- (1) 子ども食堂事業
- (2) 食品・生活必需品等配布事業
- (3) 学習支援事業
- (4) 居場所提供事業
- (5) その他市長が第1条の趣旨に照らし必要と認める事業

2 同一の団体等が、2以上の応援事業を同一の期間内に実施する場合は、これを1の応援事業とみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、次に該当する事業は、応援事業としない。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 特定の支援対象者のみを対象とするもの
- (4) 瀬戸市の委託事業に該当するもの

(交付対象経費)

第5条 応援金の交付対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、応援事業に要するものとし、その項目及び内容は別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める経費は、交付対象経費から除く。

- (1) 応援事業に支援対象者以外の参加者が含まれる場合 支援対象者以外の参加者に係る経費
- (2) 応援事業及び営利を目的とする事業を同時に開催した場合 営利を目的とする事業に係る経費
- (3) 応援事業の実施に当たり実費相当額を徴収した場合 徴収した実費相当額のうち交付対象経費に充当したもの
- (4) 応援事業の実施に当たり、応援金とは別に、国、地方公共団体、その他の法人から補助金又は助成金を受領した場合 受領した補助金及び助成金のうち交付対象経費に充当したもの
- (5) 応援事業の実施に当たり、団体等から寄附金を受領した場合 受領した寄附金のうち交付対象経費に充当したもの

(応援金の交付額及び限度額)

第6条 応援金の交付額は、1の応援事業につき、交付対象経費を合算した額（当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とし、交付限度額は1の応援事業につき40万円とし、1団体等につき100万円とする。

(応援金の交付申請)

第7条 応援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、瀬戸市子ども・若者支援活動応援金交付申請書兼請求書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、関係書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

2 申請書の受付期間は、毎年4月1日から翌年1月31日までとし、先着順で受け付けるものとする。ただし、応援金の交付予定額が予算額に達したときは、新たな申請は受け付けられないものとする。

3 前2項の規定は、第1項の規定により申請し、次条第1項の規定により応援金の交付決定を受けた団体等が、当該交付決定を受けた応援事業とは別の応援事業（同一の応援事業であって実施期間が異なるものを含む。）について申請書を提出する場合について準用する。この場合において、前項中「毎年4月1日から翌年1月31日まで」とあるのは「交付決定を受けた応援事業に係る第12条の規定による応援金の確定の通知を受けた日から当該日の属する年度の1月31日まで」と読み替えるものとする。

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条に規定する応援金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、応援金の交付決定を行い、瀬戸市子ども・若者支援活動応援金交付決定通知書（第2号様式。以下「交付決定通知書」という。）により当該交付申請を行った申請者に通知する。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、適当でないとき認めるときは、応援金の不交付決定を行い、瀬戸市子ども・若者支援活動応援金不交付決定通知書（第3号様式）により当該交付申請を行った申請者に通知する。

(応援金の交付)

第9条 市長は、交付決定通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）に対して、速やかに応援金を交付する。

2 応援金は、交付決定者が指定した金融機関の口座へ振り込むことにより交付する。

3 交付決定者は、応援金を第5条に規定する経費に使用しなければならない。

(応援事業の変更等の申請)

第10条 交付決定者は、応援事業の内容を変更し、又は応援事業を中止しようとするときは、あらかじめ瀬戸市子ども・若者支援活動応援金（変更・中止）申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書が提出された場合は、その内容を審査し、瀬戸市子ども・若者支援活動応援金変更交付決定通知書（第4号様式の2）により、当該申請書を提出した交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、応援事業の完了の日から起算して15日以内又は完了の日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、瀬戸市子ども・若者支援活動応援金実績報告書（第5号様式。以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、応援事業に係る経費について明確にするとともに、応援事業の完了し

た日の属する瀬戸市の会計年度終了後5年間、応援事業に関する全ての書類を保存しなければならない。

(応援金の確定)

第12条 市長は、実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、応援金の額(第8条第1項に規定する交付決定の額を上限とする。)を確定し、瀬戸市子ども・若者支援活動応援金確定通知書(第6号様式)により交付決定者に通知するものとする。この場合において、確定した応援金の額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

(応援金の精算及び返還)

第13条 市長は、前条の規定により確定した応援金の額が、第9条の規定により交付した応援金の額に満たないときは、交付決定者に対し、その差額について期限を定めて返還を命じ、精算するものとする。

2 前項に規定する応援金の返還命令は、瀬戸市子ども・若者支援活動応援金返還命令書(第7号様式。以下「命令書」という。)によるものとする。

3 命令書を受けた者は、市長が定める期限までに応援金を返還しなければならない。

(応援金の交付決定の取消し及び返還)

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定した応援金の全部又は一部を取り消し、既に交付した応援金がある場合には、期限を定めて当該応援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 応援金を他の目的に使用したとき。

(3) 偽り又は不正の方法によって応援金の交付を受けようとしたとき又は受けたとき。

2 前項に規定する応援金の返還命令は、瀬戸市子ども・若者支援活動応援金返還命令書(第7号様式。以下「命令書」という。)によるものとする。

3 命令書を受けた者は、市長が定める期限までに応援金を返還しなければならない。

(延滞金)

第15条 交付決定者は、前2条の規定により応援金の返還を命ぜられ、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合を乗じて得た額を延滞金として市に納付しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第16条 交付決定者は、応援金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

(報告、検査等)

第17条 市長は、特に必要があると認めるときは、交付決定者に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は検査をすることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行し、令和3年4月1日以後実施した応援事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行し、令和3年4月1日以後実施した応援事業から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

(受付期間)

2 令和4年度の受付期間については、第7条第2項の規定にかかわらず、令和4年7月1日から令和5年1月31日までとする。

別表(第5条関係)

経費項目	内容
備品購入費	調理器具、椅子、食器等の購入に要する経費
消耗品費	文具費、日用品費、材料費、医薬品代等
食料費	食料品の購入費
教材費	教科書、ノート等の教材費
光熱水費	電気・ガス・水道料金等
印刷費	チラシ、ポスター、パンフレット等の印刷費
通信運搬費	郵便、宅配便等の運搬用費用等
交通費	食材の運搬や子どもの送迎等に係る交通費
燃料費	機器の燃料、ガソリン代等
使用料及び賃借料	会場等を使用するための費用、車両や機器類のリース料
謝金	従事するボランティア等の謝金
修繕費（上限5万円）	建物の修繕又は改修に係る経費（事業実施に最低限必要な改修に限る。） ※ 建物の躯体の変更など、大規模な増改築を除く。
その他	応援事業に要する経費のうち、市長が必要と認める経費

＜特記事項＞

- ・ 交付対象経費は、応援事業運営に最低限必要なものに限る。
- ・ 団体等の運営に要する経費(団体等の事務職員の賃金及び役員報酬、事務所の維持管理費及び借上費等)、応援事業に直接必要とされない経費、使途が特定できない経費は対象外とする。
- ・ 応援事業を支援対象者以外の参加者を含めて実施する場合及び営利を目的とする事業と同時に実施する場合は、按分等により明確にされた応援事業に係る経費のみを対象とする。